

令和2年10月28日

一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会長 様  
一般社団法人新潟県LPガス協会長 様

新潟県防災局消防課長  
新潟市消防局危険物保安課長  
三条市消防本部警防課長  
柏崎市消防本部予防課長  
魚沼市消防本部予防課長  
燕・弥彦総合事務組合消防本部予防課長

#### 事故の定義及び事故発生時の対応についての周知（依頼）

日ごろから、高圧ガスの保安の確保に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に係る事故が発生していたにも関わらず、法令で義務付けられている事故届を提出しておらず、行政の立入検査等にて発覚した事案が、令和2年に入り県内で8件発生しています。

これらすべてに共通する原因として、「事故の定義」について正しく理解しておらず、この程度であれば事故ではないといった思い込みが挙げられます。

つきましては、同様の事案について再発防止を図るため、貴協会会員に対し、別紙について周知していただくようお願い致します。

|                   |          |     |
|-------------------|----------|-----|
| 担当：新潟県防災局消防課      | 高圧ガス保安係長 | 鈴木  |
| 新潟市消防局危険物保安課      | 保安係長     | 荒木  |
| 三条市消防本部警防課        | 予防・指導係長  | 五十嵐 |
| 柏崎市消防本部予防課        | 危険物保安係長  | 村山  |
| 魚沼市消防本部予防課        | 危険物係長    | 佐藤  |
| 燕・弥彦総合事務組合消防本部予防課 | 保安係長     | 笹崎  |

## 【別紙】

### 1 事故の定義の確認

県及び権限移譲市では、経済産業省の事故対応マニュアルに基づき高圧ガス、液化石油ガスに係る事故を以下のとおり定義しております。今一度、ご確認願います。

(1) 高圧ガス保安法に係る事故の定義について

別添1のとおり

(2) 液化石油ガス法に係る事故の定義について

別添2のとおり

※事故の定義や届出様式は、県HPにも掲載されておりますので参照願います。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shobo/1204563653249.html>

### 2 事故発生時の対応

1の「事故の定義」に該当する事象が発生した場合は、別添3のとおり県又は権限移譲市にご連絡ください。なお、「事故の定義」に該当するか否か判断に迷う場合には、県又は権限移譲市にお問い合わせくださるよう、お願いいたします。

「事故の定義」に該当する場合は、遅滞なく事故届を提出してください。

### 3 事故発生時の対応手順の確認及び見直し

上記1及び2を踏まえ、事業所の事故発生時の対応手順（マニュアル等）を確認し、必要に応じて見直しを行うようお願いいたします。

### 4 従業員への教育

迅速かつ的確に事故時の対応がとれるよう、従業員への対応手順の周知徹底や防災訓練の実施等、教育の充実に努めるようお願いいたします。

## 高圧ガスに係る事故等について

平成 24 年 3 月 28 日

平成 24 年 10 月 24 日改正

平成 30 年 5 月 1 日改正

平成 31 年 1 月 9 日改正

新潟県（担当：消防課高圧ガス保安係）

### 1. 適用範囲

高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第 98 条、液化石油ガス保安規則第 96 条、コンビナート等保安規則第 53 条、及び冷凍保安規則第 68 条で規定する事故（以下、「高圧ガスに係る事故等」という。）について定める。

### 2. 用語について

ここで使用する用語は、高圧ガス保安法及び関係規則等において使用する用語の例による。

### 3. 定義

「高圧ガスに係る事故等」とは、高圧ガス・石油コンビナート事故対策要領（改正 平成 30 年 12 月 21 日付け 20181217 保局第 1 号）I 総則 2. 事故の定義等 (1)にかかわらず、高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事象等で、次に掲げるものをいう。

なお、ある事象等を「高圧ガスに係る事故等」とするか否かについては、その事象等が起こるに至った原因、背景、予兆等を勘案して判断するものとする。

例えば、高圧ガス保安法の法令違反があり、その結果として人的被害又は物的被害が発生した場合、原因、背景等が特異であり他への警鐘となると思われる場合、予兆となる軽微な事象を見逃し又は無視し異常を放置していた場合等は、「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。また、正常な動作として安全弁が作動し高圧ガスが噴出した場合、事業所において高圧ガスとは無関係な原因により発生した火災で窒素ガスボンベが破裂した場合等は、それによる人的被害が無ければ「高圧ガスに係る事故等」として取り扱わない。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号、以下「液化石油ガス法」という。)に係る事故(以下「LP ガス事故」という。)は、LP ガス事故について(平成 24 年 3 月 28 日、新潟県)及び液化石油ガス事故対応要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 20180326 保局第 1 号)により対応する。

- ① 爆発（製造等に係る設備（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。）
- ② 火災（設備等において燃焼現象が生じたものをいう。）
- ③ 噴出・漏えい（気密な構造とする必要のある設備等(※)において、ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。）

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- 1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であり、点検、警報システムによる検知等の通常の保全活動で発見し、速やかに対処した場合であって、かつ、人的被害のない場合
  - 2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合
- ④ 破裂・破損等（高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊が生じたものをいう。）

- ⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。LP ガス事故は除く。）
- ⑥ 高圧ガス保安法第 36 条 1 項の事態（高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。）
- ⑦ その他

※：設備等のうち、高圧ガス設備、可燃性ガス、毒性ガス、若しくは酸素に係るガス設備、又は特殊高圧ガスに係る消費設備

## LPガス事故について

平成 24 年 3 月 28 日

新潟県（担当：消防課高圧ガス保安係）

平成 30 年 5 月 1 日改正

### 1. 適用範囲

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液化石油ガス法」）に係る事故（以下、「LPガス事故」という。）について定める。

### 2. 用語について

ここで使用する用語は、液化石油ガス法及び関係規則等において使用する用語の例による。

### 3. 定義

「LPガス事故」とは、液化石油ガス事故対応要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 20180326 保局第 1 号)

#### 2. 液化石油ガス法に係る事故の定義等のおりとする。

なお、ある事象を「LPガス事故」とするか否かについては、その事象が起こるに至った原因、背景、予兆等を勘案して判断するものとする。

例えば、液化石油ガス法の法令違反があり、その結果として人的被害又は物的被害が発生した場合、原因、背景等が特異であり他への警鐘となると思われる場合、予兆となる軽微な事象を見逃し又は無視し異常を放置していた場合等は、「LPガス事故」として取り扱う。また、一般家庭においてLPガスの漏えいとは無関係な原因により発生した火災でLPガスに二次的に引火した場合等は、それによる人的被害が無ければ「LPガス事故」として取り扱わない。

また、以下に係るLPガスの充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難についても、「LPガス事故」として扱う。

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備(移動中のものを除く。)
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

【別添3】

高圧ガス保安法・液化石油ガス法に係る事故時の連絡先

新潟県内（新潟市、三条市、柏崎市、燕市及び弥彦村内を除く。）

魚沼市については高圧ガス保安法の事故のみ県庁に連絡）

新潟県防災局消防課高圧ガス保安係

平日の昼間 025-282-1666（高圧ガス保安係直通）

休日・夜間 025-285-5511（県庁代表）

新潟市内

新潟市消防局危険物保安課保安係

平日の昼間 025-288-3241（保安係ダイヤルイン）

休日・夜間 025-288-3270（代表）

三条市内

三条市消防本部警防課予防・指導係

平日の昼間 0256-34-1113（予防・指導係ダイヤルイン）

休日・夜間 0256-34-1111（代表）

柏崎市内

柏崎市消防本部予防課危険物保安係

平日の昼間 0257-24-1501（危険物保安係ダイヤルイン）

休日・夜間 0257-24-1500（代表）

燕市及び弥彦村内

燕・弥彦総合事務組合消防本部予防課保安係

平日の昼間 0256-92-1122（予防課ダイヤルイン）

休日・夜間 0256-92-1119（代表）

魚沼市内（液化石油ガス法に係る事故のみ）

魚沼市消防本部予防課危険物係

平日の昼間 025-792-7168（予防課危険物係ダイヤルイン）

休日・夜間 025-793-0119（代表）